

一般社団法人 富山県銀行協会 定款

昭和61年12月22日	総会決議
昭和62年 1月 8日	施行
平成元年 1月10日	一部変更
平成元年 5月12日	一部変更
平成10年 4月 1日	一部変更
平成16年 6月 4日	一部変更
平成20年 8月27日	一部変更
平成24年 4月 1日	一部変更
令和 5年 4月 1日	一部変更

目 次

	頁
第 1 章 総 則	1
第 2 章 目的および事業	1
第 3 章 社 員	1
第 4 章 機 関	3
第1節 役 員 3	3
第2節 総 会 4	4
第3節 理 事 会 5	5
第 5 章 資産および会計	6
第 6 章 経 費 分 担 金	6
第 7 章 定 款 の 変 更	7
第 8 章 解 散	7
第 9 章 事 務 局	8
第10章 雜 則	8
附 則	8

一般社団法人 富山県銀行協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という）は、一般社団法人富山県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、富山県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡。
- (2) 金融、経済に関する調査および研究。
- (3) 関係官庁その他に対する建議および答申。
- (4) 他の金融機関及び産業界との連絡。
- (5) 金融機関関係者相互の親交を図り、連絡を密にするための事項。
- (6) 銀行職員の研修および厚生に関する事項。
- (7) 相談所の設置、運営。
- (8) その他本協会の目的達成上必要と認めた事項。

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、富山県に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第41条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを全社員に通知しなければならない。

2. 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2. 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを全社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 社員である資格は、次の事由によって喪失する。

- (1) 退会の申出、または整理のためにする休業。
- (2) 第5条に記載した資格の喪失。
- (3) 破産の宣告。
- (4) 解散または合併による消滅。
- (5) 除名。

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行。
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行。
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行。
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行。
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事が指定した銀行。

(退会)

第12条 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除名)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総社員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき。
- (2) 本協会の対面を毀損する行為、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または手形交換等に関する規則もしくは総会の決議に違反したとき。

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを全社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機 関

第1節 役 員

(役員の種類および定数)

第16条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上7名以内
うち 会長 1名。

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を常務理事とする。

3. 第1項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の選任)

第17条 理事6名以内および監事1名は、社員総会において社員の役職員の中からこれを選任する。

2. 理事1名および監事1名は、社員以外から社員総会においてこれを選任することができる。
3. 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務および権限)

第18条 会長は法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を総理する。

2. 常務理事は会長を補佐し、会長の指示にもとづき常務を総括し、本協会の業務を執行する。
3. 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
4. 監事は理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、理事に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。
5. 会長および常務理事は、毎事業年度毎に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会終了の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会終了の時までとする。
3. 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
4. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事または監事は、第16条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総社員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(1) 本定款に違反したとき。

(2) 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常務理事および社外監事へは、役員の報酬および退職金規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 総 会

(総会の構成)

第22条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の種類)

第23条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2. 通常総会は、毎年3月に開催する予算総会および事業年度終了後3か月以内に開催する決算総会とする。

3. 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

4. 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第24条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員もしくは監事から、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を提示して、総会の招集を請求することができる。

3. 会長は、総会を開催しようとするときは会日の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を示した書面をもって、各社員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続を経ることなく開催することができる。

4. 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、会日の2週間前にその通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故があるときは、他の理事を議長とする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、社員の過半数の出席によって成立する。

(社員の議決権)

第27条 各社員の議決権は1個とする。

2. 総会に出席しない社員は、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面で議決し、または他の出席した社員にその行使を委任することができる。

3. 前項に規定する書面で議決することとした社員、または委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の決議)

第28条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合および法令で定められた事項を除き、議長を含む出席社員の過半数で決する。

2. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

理事または監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議事項)

第29条 総会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告および収支決算。
- (2) 事業計画および収支予算。
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項。
- (4) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が記名、押印し、事務所に備えおかなければならぬ。

第3節 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。次の職務を行う。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。また、その他の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。

2. 会長は理事会を開催しようとするときは、会日の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3. 会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故があるときは、他の理事を議長とする。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合におい

て、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、事務所に備え置かなければならない。

2. 前項の議事録に、出席した代表理事および監事は、署名または記名押印する。代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事全員と監事が、議事録に署名または記名押印する。

第5章 資産および会計

（資産の構成）

第37条 本協会の資産は、つぎの各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 加入金および経費分担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第38条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

（経費の支弁）

第39条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 経費分担金

（経費負担義務）

第40条 社員は、本定款の定めるところに従って、経費を分担する義務を負う。

（加入金および経費分担金）

第41条 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。

- 2. 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 3. 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

（事業計画および収支予算）

第42条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

（事業報告および収支決算）

第43条 本協会の業務報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(総会資料の備付け)

第44条 会長は、総会の承認を得た前2条に関する書類を事務所に備えておかなければならぬ。

2. 第42条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 第43条にかかる書類については、次の書類を含め、5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事の名簿（役員名簿）

(3) その他必要な資料

4. 事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

(剩余金)

第45条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剩余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(剩余金の分配)

第46条 本協会は、剩余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第47条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第49条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総社員の4分の3以上の同意により変更することができる。

第8章 解 散

(解散)

第51条 本協会は法令で定められた事由により解散するが、総会の決議により本協会を解散しようとするときは、総会において総社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事 務 局

(事務局)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 雜 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第54条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

(公告の方法)

第55条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、富山県において発行する北日本新聞に掲載する方法による。

附則

(定款の効力)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事（会長）は高木繁雄、業務執行理事（常務理事）は谷道俊明とする。

(事業年度)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以 上